

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日11月30日、午前8時半より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第5回松田町議会臨時会の招集に当たり、11月30日、午前8時半より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日11月30日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名」から日程第5「議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を行います。

審議いただく議案は2件です。議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例です。ニホンジカ及びイノシシが及ぼす農作物被害、森林環境の悪化及び生活環境への影響等の諸問題を持続的に解決し、ジビエ肉の利活用を図ることを目的に、ジビエ処理加工施設の設置及び管理を行うための新規条例です。新規条例ですので、提案説明、細部説明を行い、説明が終わり次第、質疑まで行い、産業厚生常任委員会に付託いたします。

議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告を鑑み、職員の期末手当について、所要の改正をし、併せて職員の昇給に対応するために給料表の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものですので、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 5 番 田 代 会期1日、それで予定で言いますと、本会議の後にジビエ処理加工施設、この設置管理に関する条例を委員会に付託すると。その後に委員会報告をして本会議で決すると。（「そこまでは言ってない。」の声あり）あ、そうなんだ。（「会期は1日。」の声あり）ではね、改めて質問しますけれども、産業厚生常任委員会、これを行って、その後はどうするんですかね。その後の日程。それについてお知らせいただきたいと思います。というのは、私、ジビエ加工処理施設を設置する根石地区の住民であり、また地元議員です。そういったことで、ほかの皆様議員と違って、私の立場はかなりこの問題に対してはシビアに受け止めています。そういった中で、このジビエ加工施設の設置及び管理に関する条例をどのように進めて、いつ結論を出すのか。これについてももう少し詳細をお知らせください。
- 4 番 平 野 その件に関しまして、ちょっと1日にするか、あるいは2日にするかというところで議論をしたところなんですけれども、とにかく十分な審議が前提であるということは委員全員が納得をされているんですね。とにかく委員会に付託をするという、その先は産業厚生委員会の進め方次第になっていくんですけれども、例えば本当に今日、夜までやればどうかという意見まで出たんですけれども、やはりいろいろな資料など必要ではないかと。そういうところがどうしても予想できましたので、会期は本日1日ということにして、あとは委員会でしっかりと審議をするというところまでしか、議運としてはちょっとそこまでしか言えないんですね。だから、その結論をいつ仕上げるか、そしてそれをもう一度どこで、どのタイミングで本会議に持ってくるかというところは、ちょっとそこが予想しづらいところであります。例えば閉会中審査になったとしても、例えば議会側から臨時会を招集という手もありますので、あるいは最悪、12月定例会に上げていくというようなことは想像できるんですが、そこまでは議運では決められないというところなんです。
- 5 番 田 代 再確認させてください。産業厚生常任委員会で本日本会議終了後、付託になった案件、ジビエ加工処理施設について審議をすると。それが終わった後に再度議会を開催して、その採決は行わないということによろしいわけですね。

その辺が分からない。それ、すごい大事なことなんです。それをお伺いしたい。というのがね、議員の皆さんにね、聞いていただきたいのが、3月の定例会でジビエ加工処理施設を凍結にしましたよね。その内容について再確認させていただきますと、処理施設を広域で造ることはよいことなんだと。でも、上地区の、上郡の協定、そういったものができてない。覚書ができてなくて、負担金とかそういうのがうやむやになってると。それと、一番大事なことが、建設予定地周辺の住民の同意がとれてないということだったんです。その後、予算書に明記されていましたが某地区の予定地は、住民の反対になってできなかったと。それでいろいろ町当局が御尽力いただいた結果、私どもの住んでいる根石地区になったんです。根石地区でもけんけんごうごうの議論しましたよ。3回行いました。それ全部、私、メモとってありますけれども、その中で大変な思いをして、担当課もうまくまとめていただいたと。その審議をするのが今回、条例でこの設置条例、第5条、管理の代行なんです。町が直営でやるわけではないです。ここの広報の、議会広報の、私どもがつくった議会広報、これの末尾にも掲載されてますが、施設を管理予定している猟友会との調整が不足しているため…。

議 長 田代議員に申し上げますけど、内容については…。

5 番 田 代 大事なことなんで、これは言わせてください。凍結するべきと考える。調整が不足している。要は、もう内容的には猟友会、足柄上の駆除隊にこの運営はせざるを得ないと思うんですよ。

私はこの条例で一番大事なものは、管理の代行なんです。その管理の代行する団体と、ある程度審議して、できた後、しっかり、地元には迷惑をかけないように。臭いの問題が出てくるんですよ。そういったものを私は審査してほしいと思う。そういう中で、場合によっては今回途中で結論が出たら再度本会議を開催して採決。それは私はあり得ないと。本当に地元として、これだけ大変なものを受け入れるためには、しっかり付託された産業厚生常任委員会が審議すべきだと思います。その件に関しては、すみませんが、再度回答をお願いします。

あと、この件に関して、議運というのは全会一致が原則なはず。運営基

準にも出てます。どういったことでこれで、1日でこういうことになった。それも併せてお願いします。

4 番 平 野 委員全員、本当にその審議は十分に尽くすべきであるというのは、本当に皆さん、そこは共通、全員納得なんです。本当にそれを審議の方法というところで、ちょっと議論が分かれておりました。本日1日にするというところで、委員会が今日中に終わらなければ、閉会中というふうなことになるというふうなところは、もう、それは流れとしては仕方がないと思うんです。ただ、やはりこれだけ地域住民あるいは周辺の市町に非常に御理解を急いでいただいているという経過もあるので、そこのところはしっかりと詰めていくべきじゃないかという意見もございました。決をとったんです。それで本当に、今おっしゃったように議運は全員一致が原則なんです、表が割れました。表が割れましたが、やはりそれは採決だということで、本日1日となりました。

5 番 田 代 全員の同意ですか。今回の、議運は何対幾つですか。

4 番 平 野 3・2です。

5 番 田 代 では、あまり時間もかけられないんで簡単に私の意見を申し上げます。議運でも3対2で拮抗した。それで、基本的には全員同意が原則ですよ。それをまげてここで行った。それはそれで結構です。ただ、私は、今お話ししたように、管理の代行というのはすごい重要な問題なんです。それで、ここで皆さんがもう了解している、猟友会、上郡の猟友会に委ねるという方向は、皆さん承知されてると思うんですよ。そういった管理する団体を参考人として招致して、私は聞いてほしい。そうすると、1回だけで今日の夜中までやって出すなんて、絶対ね、できないと思う。地元に対して失礼です。できた後、臭いがする。いろんな問題がある。その辺、どうなんだろうと、地元はみんな心配してるんですよ。それに、はっきり言って迷惑施設を受けていただいた地元住民、特に隣接者の方、それに対して議会としてはしっかり審査をして、私は応えるべきだと思います。

したがいまして、そういった管理を代行する団体からも、仮の話かもしれない。これが可決されてから持っていく話かもしれないけれども、並行して、こ

れは管理に関する条例、設置及び管理という言葉が出てます。それを代行する団体が普通のお金を出して、委託して公共施設を管理するものと今回全然違うんですよ。ですから、私はそういった団体からも意見聴取をして、参考人から意見聴取をして、これで間違いなくできるんだと。そういったものを裏づけをとってもらわないと、私は地元の議員として地域住民に顔向けできないです。

ですから、そういうことで、3回やるのがいいかどうか分からないですけれども、2回、3回、十分な審議をするというのは、今日5時まででは私は足りないように感じます。委員長、どうでしょうか。

4 番 平 野 委員長の見解としても、全く田代議員と同じであります。これは委員会の中での決というところで、最終的に本当に全員一致が原則な議運ではありますが、いつまでも割れていたら進まないの、そこで決をとるということだったので。

5 番 田 代 暫時休憩をお願いします。休憩時に全員協議会の開催をお願いしたいと思います。（私語あり）

議 長 暫時休憩します。 (9時18分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (9時45分)

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、先ほど議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和3年第5回松田町議会臨時会の会期は本日11月30日、1日間と決定いたしました。